

# 平成31年第1回定例会（2月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

平成31年2月14日  
産 業 労 働 部

## 【議案関連】

産 業 政 策 課      秋田県産業振興プラザ条例等の一部を  
改正する条例案について …… 1



# 秋田県産業振興プラザ条例等の一部を改正する条例案について

産 業 労 働 部

## 1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成25年秋田県条例第40号）の一部の施行に鑑み、秋田県産業振興プラザ条例等の使用料の額を改定する必要がある。

## 2 改正内容

次の使用料の額を改定することとする。（詳細は一覧及び新旧対照表のとおり）

条例	使用料
秋田県産業振興プラザ条例 （平成11年秋田県条例第79号）	産業振興プラザ使用料
秋田県産業技術センター条例 （平成23年秋田県条例第23号）	産業技術センター使用料
秋田県金属鋳業研修技術センター条例 （平成2年秋田県条例第50号）	金属鋳業研修技術センター使用料
秋田県工業用水道条例 （昭和41年秋田県条例第38号）	工業用水道使用料

## 3 施行期日等

- ・この条例は、平成31年10月1日から施行することとする。
- ・ただし、平成31年10月以降に支払いを受ける同年9月分までの工業用水道使用料については、従前の例による。

## 4 使用料改定の統一基準

### （1）共通事項

現行使用料の税抜き額に1.1を乗じて算出

### （2）金額単位、時間単価等の統一

- ①原則として10円単位に統一
- ②同一施設における「時間単価」、「面積単価」を原則として統一
- ③上記により大幅な改定となる場合は、必要な調整を行う  
（改定率：0.9～1.1以内）

## 使用料の改定一覧

施設・設備		使用料		改定率
		現行 (8%)	改定 (10%)	
秋田県産業振興 プラザ	創業支援室A	21,600	22,000	1.02
	創業支援室B	51,400	52,380	1.02
秋田県産業技術 センター	高機能開放研究室	97,800	99,630	1.02
	開放研究室A	69,800	71,130	1.02
	開放研究室B	66,700	67,890	1.02
	開放研究室C	44,400	45,260	1.02
	視聴覚研修室(9:00～12:00)	9,750	9,900	1.02
	視聴覚研修室(13:00～17:00)	13,000	13,200	1.02
	視聴覚研修室(9:00～17:00)	22,750	23,100	1.02
	研修室B(9:00～12:00)	1,200	1,110	0.93
	研修室B(13:00～17:00)	1,600	1,480	0.93
	研修室B(9:00～17:00)	2,800	2,590	0.93
	展示室	1,350	1,360	1.01
	視聴覚研修室 附属設備(映像 装置)	2,100	2,150	1.02
	視聴覚研修室 附属設備(同時 通訳装置)	1,600	1,620	1.01
	研修室A 附属設備(オーバー ヘッドプロジェクター)	520	530	1.02
	研修室A 附属設備(拡声装置)	520	530	1.02
	電波暗室	9,550	9,740	1.02
	機械器具	31,100 以内	31,640 以内	1.02
	秋田県金属鋳業 研修技術センター	研修室(9:00～12:00)	1,050	1,020
研修室(13:00～17:00)		1,350	1,360	1.01
研修室(9:00～17:00)		2,400	2,380	0.99
会議室(9:00～12:00)		1,050	1,020	0.97
会議室(13:00～17:00)		1,350	1,360	1.01
会議室(9:00～17:00)		2,400	2,380	0.99
宿泊室A		5,700	5,830	1.02
宿泊室B		7,350	7,480	1.02
宿泊室C		8,400	8,580	1.02
宿泊室D		8,950	9,130	1.02
機械器具		4,300 以内	4,400 以内	1.02

※工業用水道使用料については、工業用水道の基本料金又は超過料金に乗じる率を1.08から1.1に改正するものである。

秋田県産業振興プラザ条例等の一部を改正する条例案新旧対照表  
 秋田県産業振興プラザ条例の一部改正（第一条による改正）

		新				旧	
別表（第四条、第十一条関係）				別表（第四条、第十一条関係）			
備考 略	区	分	使用料の額	区	分	使用料の額	備考 略
	創業支援室A	一室一月につき	二二、〇〇〇円	創業支援室A	一室一月につき	二一、六〇〇円	
	創業支援室B	一室一月につき	五二、三八〇円	創業支援室B	一室一月につき	五一、四〇〇円	

秋田県産業技術センター条例の一部改正（第二条による改正）

		新				旧							
別表（第四条関係）				別表（第四条関係）									
一 施設使用料				一 施設使用料									
(一) 高機能開放研究室及び開放研究室				(一) 高機能開放研究室及び開放研究室									
備考 略	(二) (一)に掲げる施設以外の施設	区	分	使用の単位	使用料の額	区	分						
		高機能開放研究室	開放研究室A	開放研究室B	開放研究室C	一室一月につき	九七、八〇〇円	高機能開放研究室	開放研究室A	開放研究室B	開放研究室C	一室一月につき	九七、八〇〇円
		九九、六三〇円	七一、一三〇円	六七、八九〇円	四五、二六〇円	九七、八〇〇円	六九、八〇〇円	六六、七〇〇円	四四、四〇〇円				

備考 略	電波暗室 機械器具	区分	使用の単位	使用料の額	二 設備使用料	備考 略	研修室 A	映像装置 同時通訳装置 オーバードプロジェクタ 拡声装置	使用の単位	使用料の額	区	視聴覚研修室	備考 略	展示室	一日につき	一室につき	九、九〇〇円	一三、二〇〇円	二三、一〇〇円	一、二一〇円	一、四八〇円	二、五九〇円	一、三六〇円

備考 略	電波暗室 機械器具	区分	使用の単位	使用料の額	二 設備使用料	備考 略	研修室 A	映像装置 同時通訳装置 オーバードプロジェクタ 拡声装置	使用の単位	使用料の額	区	視聴覚研修室	備考 略	展示室	一日につき	一室につき	九、七五〇円	一三、〇〇〇円	二二、七五〇円	一、二〇〇円	一、六〇〇円	二、八〇〇円	一、三五〇円

新

別表（第四条、第十一条関係）

一 施設使用料

(一) 研修室及び会議室

区分	使用料の額	
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで
研修室	一、〇二〇円	一、三六〇円
会議室	一、〇二〇円	一、三六〇円

(二) 宿泊室

区分	使用料の額（一人一泊につき）
宿泊室A	五、八三〇円
宿泊室B	七、四八〇円
宿泊室C	八、五八〇円
宿泊室D	九、一三〇円

備考  
略

二 設備使用料

区分	使用料の額（一基一時間につき）
機械器具	四、四〇〇円を超えない範囲内で規則で定める額

備考  
略

旧

別表（第四条、第十一条関係）

一 施設使用料

(一) 研修室及び会議室

区分	使用料の額	
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで
研修室	一、〇五〇円	一、三五〇円
会議室	一、〇五〇円	一、三五〇円

(二) 宿泊室

区分	使用料の額（一人一泊につき）
宿泊室A	五、七〇〇円
宿泊室B	七、三五〇円
宿泊室C	八、四〇〇円
宿泊室D	八、九五〇円

備考  
略

二 設備使用料

区分	使用料の額（一基一時間につき）
機械器具	四、三〇〇円を超えない範囲内で規則で定める額

備考  
略

秋田県工業用水道条例の一部改正（第四条による改正）

新	旧
<p>(料金の徴収)</p> <p>第九条 略</p> <p>2 料金の額は、別表により算定した額に一・一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(料金の徴収)</p> <p>第九条 略</p> <p>2 料金の額は、別表により算定した額に一・〇八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 略</p>